

## 令和5年白老町議会全員協議会会議録

令和5年5月9日（月曜日）

開 会 午前11時15分

閉 会 午後2時29分

---

### ○議事日程

1. 町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料について
- 

### ○会議に付した事件

1. 町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料について
- 

### ○出席議員（13名）

1番 久保一美君	2番 吉谷一孝君
3番 貳又聖規君	4番 佐藤雄大君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
10番 小西秀延君	11番 及川保君
12番 長谷川かおり君	13番 氏家裕治君
14番 松田謙吾君	

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	大塩英男君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
総務課長	高尾利弘君
病院事務長	村上弘光君
総務課主幹	太田誠君
病院事務次長	菊地人氏君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間力君
主 幹	小山内恵君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前11時15分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、町立病院における嘱託医、産業医業務と会計年度任用職員の給料についてであります。担当課からの説明を行い、不明な点などの質疑を行った後、内容に対する意見等がありましたら協議を行います。

それでは、町立病院における嘱託医、産業医業務と会計年度任用職員の給料についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 皆さんおはようございます。議会全員協議会の開催に当たりまして挨拶を申し上げます。本日の議会全員協議会の案件は、町立病院における嘱託医、産業医業務の取扱いについてと、町立病院における会計年度任用職員の給料についてでございます。町立病院の嘱託医、産業医業務の報酬につきましては、法人との契約内容に基づき取扱っているところでございますが、一部不適切な事務処理があったこと、また町立病院の会計年度任用職員の給料につきましては、職務の特殊性というものを考慮いたしまして給料の格付けを実施しているところでございますが、その特殊性に一部疑義があったということをおよび本日の全員協議会の場で、これまでの経緯と是正の方向性について説明させていただきたいと考えてございます。3月の予算等審査特別委員会でお話をさせていただきましたとおり、これらの事項をきっちり整理させていただきまして、町民の皆様にも親しまれる病院づくり、そして経営の改善を図り、取組を進めてまいりたいと考えてございますのでよろしくお願い申し上げます。

この後は担当の病院事務長より詳細な説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 本日はお手元の資料、町立病院における嘱託医、産業医業務の取扱いについてと、資料2、町立病院、老健施設における会計年度任用職員の給料についてと題した資料、2件について説明申し上げます。

最初に資料1、町立病院における嘱託医、産業医業務の取扱いについてから説明申し上げます。医師の中でも嘱託医と産業医という役割がございます。まずこの嘱託医というのは施設や企業に委託されている医師のことで、現在、町立病院にいる医師については、町内の高齢者施設の嘱託医として勤務してございます。また産業医につきましては、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理や衛生教育を行う産業医資格を有する医師ということで、現在、町立病院の医師については文化施設や民間企業において産業医として勤務してございます。このたび、この嘱託医と産業医の契約締結時からの契約内容、また医師への報酬の在り方について課題があるということで、契約内容の検証と今後の方向性について整理し

たことから報告するものでございます。

それでは、資料1の1ページ目。1、嘱託医・産業医契約の状況について。(1)、嘱託医派遣契約でございます。内容につきましては、相手先が特別養護老人ホーム寿幸園となっております。寿幸園につきましては、平成19年3月より、法人側である天寿会さんと町立病院との間で、施設入所者に対する健康管理及び医療業務支援に関する協定書を締結しました。また嘱託医派遣に同意する一方、協定書とは別に法人側と医師個人が契約を締結し、契約内容に基づき法人側から直接、医師個人に対し報酬が支払われていた経緯がございます。しかし令和3年1月にこの嘱託医師の交代があった際において、その当時高齢者の看取り件数が増加しました。また医療行為を必要とするケースが年々増えてきたということもありまして、業務内容等を精査した結果、法人側と医師個人の契約を改め、法人側と町立病院側との契約へ変更し、以降は病院会計でこの報酬を受領している状況でございます。続きまして2ページ目。月額報酬についても記載のとおり、契約変更に伴い40万円から10万円に変更となっております。

続きまして産業医の契約。産業医の契約については2件あり、まず1件目の公益財団法人アイヌ民族文化財団でございます。ウポポイの開設後、令和3年2月から法人側と町立病院とが契約を締結してございます。法人側から受領した収入は、病院の収入、医療収入として会計処理してございます。しかし令和4年8月に、担当する医師について、この産業医契約の業務の対価としてそれまで月8万円を支払っていたのですが、それが時間外手当として支払っていたことが判明したものでございます。産業医の業務は毎月、月2回程度実施されております。業務としては勤務時間内に実施されているため、この時間外手当として支給することは不適切な事務処理と判断し、今後の産業医報酬の支給の在り方を整理し、適切な事務処理を行う必要があると考えております。

次に、2件目の民間法人。当該民間法人の産業医契約は、法人が産業医の紹介を苫小牧医師会に依頼し、医師会が産業医の資格を有する地元医療機関の医師会員を紹介している状況でございます。当該の民間法人につきましては、平成22年5月、苫小牧医師会が町立病院の医師を産業医として紹介し、以降、医師個人が民間法人と個人契約し、報酬は直接民間法人から担当する医師に支払われているという状況でございます。医師個人の報酬となっている現状から、病院会計における医業収益には該当していないということでございます。

このような状況を踏まえまして、3番目の是正の方向性についてでございます。まず1点目として、不適切な事務処理に係る対処といたしまして、先ほど申し上げましたアイヌ民族文化財団における産業医業務については、月2回程度勤務時間内に実施されている業務であるため、時間外手当として支給することは不適切な事務処理であると判断し是正するものでございます。すでに令和4年9月以降は、この時間外手当としての支給は停止している状況でございます。この条例によらない不適切な事務処理であると判断いたしまして、職員の処分等の基準に基づき、対象職員については職員の処分等の基準に照らしながら対処するものでございます。

次に嘱託医・産業員報酬の取扱いについて。これは契約方法が法人または個人の違いがあるということでございます。また過去より医師個人が報酬を受領しているというもの、また町立

病院の医業収益として受領しているものということで、この辺りの報酬の扱いが一定化していないということでございます。今後この産業医報酬の取扱いや、医師らへの報酬等の在り方を整理し、健全な病院経営に向け改善を図っていくものでございます。

以上が町立病院における嘱託医・産業医業務の取扱いについてでございます。

続きまして資料2、町立病院、老健施設における会計年度任用職員の給料について説明いたします。町立病院、老健施設における会計年度任用職員の給料についての1ページ目、1、事実内容を御覧ください。令和5年4月1日現在、町立病院所属の会計年度任用職員数は38人、老健施設の会計年度任用職員数は12人在籍して合計は50人となっております。この会計年度任用職員のうち、町立病院所属の6割に該当する23人の職員については、白老町立会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条に基づき、給料表に掲げる職種の区分に応じて適用の上支給してございます。残りの4割に当たる15人の職員につきましては、条例区分(2)、条例第5条第2項、採用が著しく困難と認められる職及び(3)、条例第28条、規定にかかわらず職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める職員に適用するとして給料の支給をしている現状でございます。

2ページ目を御覧ください。現在の給料格付けに至った原因と課題についてでございます。令和2年4月より導入された会計年度任用職員制度の開始に伴い、それまで非常勤職員、非常勤職員とは嘱託職員及び臨時職員の身分であった方でございます。この非常勤職員の身分であった病院職員及び老健施設職員の会計年度任用職員としての継続雇用に伴い、それまで支給していた月額給料額及び賃金単価が、条例第3条に規定されている給料格付け額を上回っていたという職種が多数存在していました。この条例第3条の適用により、給料面に納得ができない職員につきましては一斉退職する可能性があったということで、そのため非常勤職員時の給料額を現給保障することを基本に条例第5条第2項及び条例第28条を適用し、給料格付けを実施したところでございます。

また、令和2年度以降新たに採用した職員につきましては、前職における給料額の補償や要望額を参考に、条例第3条に規定されている初任給より著しく差額が生じている、差額が生じているというのは前職の給料が高かった方でございます。差額が生じている場合については、採用予定者と相談の上、条例第5条第2項及び条例第28条を適用し、基本給に不足する超過額について調整額として基本給に上乘せして給料格付けを実施してきたところでございます。しかし、ここ数年間の町立病院と老健施設の経営状況が低迷している現状を鑑みたとき、また現在の町立病院の医療職員が採用の困難性に該当する職種であるのか、また正規職員給料とバランスが取れているのか、対象職種の業務内容について職務の特殊性に該当するのか、この3点が疑義となっているところでございます。

2ページ目から3ページ目にかけて、3、是正の方向性について。これらの疑義を踏まえて、今後の会計年度任用職員の給料格付けについて検討した結果、現在所属する会計年度任用職員の給料の改善と、今後採用が予定される会計年度任用職員の給料格付けにおいては、職種ごとにルールを設けて実施するものでございます。まずは第5条第2項と第28条の疑義となってい

る部分について、このたび改めて検証したものでございます。まず1点目の条例第5条第2項でございますが、採用の困難性に該当する職種かという点です。医師職や看護師等をはじめとする医療職全般、また介護スタッフをはじめとする介護職全般につきましては、採用に向けて確保が困難であり最近では従来のハローワーク等による採用が少ない状況でございます。民間紹介会社の紹介に頼るなど採用については年々難しい状況がございまして、採用の困難性に該当する職種であると判断し、このたび是正対象からは外し是正対象外職種と判断するものでございます。一方事務職につきましては、医療職や介護職とは異なり採用の困難性には該当しないものと判断し、是正対象職種とするものでございます。

次に、2点目の条例第28条でございます。3ページ目の上段の表を御覧ください。正規職員との均衡上バランスの取れた給料体系か、職務の特殊性に該当するののかという2点についてです。特に医療職の中でも医師と薬剤師については、正規職員であれば基本給のほかに扶養手当、管理職手当、勤勉手当等各種手当の支給があることから、基本給が同じでも各種手当の支給のない会計年度任用職員とは同じ業務内容であっても給与面の格差が大きくなってしまいうという現状でございます。また医師職については想定年収の確保に向けた判断ということで、当然採用の可否にも直結する部分があることから、医師職と薬剤師については条例第28条の適用を継続するものでございます。ただし看護師、臨床検査技師、放射線技師等のほかの医療職と事務職、介護職につきましては、今回正対象職種とするものでございます。

次に、(2)、是正の内容と(3)、是正のスケジュールです。今後、町立病院と老健施設の会計年度任用職員の給料については、条例第3条もしくは条例第5条第2項のみの適用として、条例第28条の適用は医師職と薬剤師職に限るものとしたします。また、このたび条例第28条に該当する給料額の是正対象ですが、在籍職員が5人おります。職種別内訳は4ページ目の上段の表、1、病院事業会計、是正対象職種として看護職2人、リハビリ職1人、臨床検査技師1人、事務職1人の合計5人でございます。この対象5人の給料額の是正期間については、令和5年度いっぱい現在の給料額を保証し、令和6年度以降、再雇用時の給料格付けにおいて、改めて給料格付けを実施するというスケジュールとなっております。

以上がこのたび3月予算等審査特別委員会以降、嘱託医、産業医の契約内容、またこの会計年度任用職員の給料の是正についての検証結果と是正の方向性についてです。ただし今後、先ほど町長からもありました新病院の開設が控えているという中で、よりよい業務改善につなげてまいりたい。また病院の経営改善という部分も非常に主要命題になっている現状の中で、この後議員の皆様よりご意見を拝聴した上で、よりよい制度の改善に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、嘱託医、産業医業務の件と会計年度任用職員の給料の件について分けたいと思います。

嘱託医、産業医業務の件について特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。先ほど病院事務長から、よりよい制度への改善とい

うお話がありました。私は、まずこの制度の改善というよりは、後ほどまた質問しますけれども、給与条例主義の原則、法令に基づく給与の格付けでなければならないので、よりよい制度の改善ということではなくて、まずその前に法令と照らし合わせながらいかなものかということによって指摘をしていきたいと思っております。

まず、2ページ目にありますが、(2)の産業医の部分で、時間外手当として支給することは不適切な事務処理となるというところと、3の是正の方向性で、不適切な事務処理であるということが書かれています。そしてもう一つ、さらには条例によらない不適切な事務処理であるということが書かれています。これを見ても、白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例があります。これに基づくものでなければならないわけです。その中で第2条、会計年度任用職員の給与という定めがあります。これはどう書いているかというところ、会計年度任用職員にはフルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員があり、これが定められています。そこではフルタイムの会計年度任用職員にあっては、出せる給与は給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいうとあります。ただ、パートタイムの任用職員については、報酬と期末手当しか支給できないのです。ではまず私が指摘する事項は、そもそも2ページ目にある(2)の産業医、勤務時間内に実施しているため時間外は不適切と言っているけれど、まずその前にフルタイムの方なのか、パートタイムの方なのかの整理がされていない。それとやはり条例にしっかり照らし合わせて私たち議員も読み込まなければならないと思うのですけれども、その説明が一切ありません。条例と対比しながら見なければならないものです。それを条例によらない不適切な事務処理であるということを書いてあります。そもそも給与というのは法令に基づく給与支給でなければならないのに、ここでもうはっきりと条例によらない不適切な事務処理と言っているわけです。これは事務処理以前の問題ですということを指摘します。

そして、この1ページ目に戻りますが、寿幸園なりアイヌ民族文化財団の報酬が書かれておりますが、特に寿幸園、私がしっかりとチェック機能を果たさなければならないと思っているのは、過去に遡ってどれだけの額が。このトータル部分を示していただければ議論になってこないと思っておりますので、ここも指摘させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 不適切な事務処理、条例によらない時間外手当の話がございました。まずここに記載しているアイヌ民族文化財団の産業医の医師についてはパートタイムということでございます。ですから貳又議員がおっしゃられたように、時間外手当を出していたというよりは、そもそもパートタイムですから時間外手当については報酬として支払わなければならないということでした。これは言い訳になってしまうのですけれども、実際、パートタイムの会計年度任用職員の時間外勤務に関わる報酬の決めごとが会計年度任用職員の条例の19条にございまして、こちらについてはそもそも会計年度任用職員の時間外手当に関わる報酬というところで、私どももその辺りを時間外手当として出すということが誤っていたということについても、科目としては報酬として出さなければいけないものを手当として出していたという

誤りで、実際に確認させていただいておりますので、この辺も改善点として認識しております。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 寿幸園の契約につきまして、医師個人で契約していたのが平成19年3月から令和2年度12月までの166か月です。この間、医師に法人側から支払われている報酬額につきましては166か月で6,640万円になっております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。病院事務長が最初の説明の中で制度の改善に努めたいと言ったわけです。しかし今、総務課長の答弁でいくと、条例に基づかない形で時間外手当として出してしまったという話です。これはどうなのでしょう。制度の改善というよりは、違法行為をしてしまったということではないですか。条例に基づかない違法行為をしてしまったということなので、私は制度の改善ということではなくて、そもそも公務員として、また後ほど言いますが、給与条例主義の原則というのが地方公務員法第24条第5項で定められているわけです。それを受けてこの条例があるわけです。しかしこの条例に定めのない形で時間外手当として出したという重みです。それが制度の改善ということで済まされる話ではないということをご指摘します。いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 貳又議員からありましたとおり、この時間外として誤って支給したという部分は、制度の改善とかそういうことではございません。本当に、公務員として業務がどうだったのかということで、反省をしなければなりませんし、今後このような業務をしてはいけないということでございますので、制度の改善と申し上げましたのは、施設嘱託医また産業医、それと会計年度任用職員の給料、今後の方向性ということで全体の部分の制度ということで、改善という言葉を使わせていただきましたが、今おっしゃるとおり、時間外手当の支給については全面的に事務局、私どもが悪いということになりますので、こちらにつきましては議員のご指摘のとおり認識したいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。この件に関する最後の質問、指摘をさせていただきます。これは給与の支給に係るチェック機能、行政におけるチェック機能です。これは会計室などが毎月給料をチェックします。かつ給与を支給するときにはいずれにしても町長までの決済があるのではないかとということなのです。これが過去に遡って時間外手当を出していたということは、会計監査の責任や理事者の責任があるわけです。また後ほど質問しますけれども、あくまでも町民の税金が投入されている形で支給される給与のわけですから、今後改善に努めますということではなくて、しっかりとした損害賠償や責任の所在をはっきりさせ、どのような処理をするのかということをご議論に對してもそうですし、町民に対する説明責任があると思うのです。この辺りはいかがでしょうか。これを最後の質問にいたします。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今回の責任の所在、実際、今後こういった業務をどのように、

時間外ではなくて手当の処理の内容を、またそういったところも含めて今回報告させていただきましたけれども、今後医師に手当を支払う、支払わない、またそれが給料の中に上乘せるのか、医師として手当を支払わないのかという部分も実際に出てくるところでございます。当然、事務処理の訂正の部分につきましては、これは我々が襟を正してこの業務については取り組んでいかなければならないことでもございます。また、議員から話があったとおり、チェック機能がどうだったかというところも踏まえて考えていかなければならないと思っております。

時間外手当、今まで職員が誤って時間外に計上して、それを私が支出伝票に決裁を押して会計室に回していたということもございまして、そこからのチェックもどうだったのか。先ほど申し上げたとおり、支払いに関して手当の創設、今後こういったところも検討していかなければならないという中で、当然、総務課サイドにも相談申し上げ、あくまで病院の一部でこの行為が行われた。それでこの失態を招いたところは十分に反省をいたしまして、その辺りの改善内容また方向性、またこの手当をどうするか方向も含めまして、報告する機会を設けさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。アイヌ民族文化財団で時間外手当として月額8万8,000円を支給していた、その総支給額は幾らになっているのかということと、医師個人が受領していた特別養護老人ホーム寿幸園の月額40万円です。これはちょうど町営から寿幸園へ委託した、民間移譲している時期ですので、その前も40万円で支払っていたのか、町営のときは幾らだったのかを確認させてください。個人名義の通帳に振り込まれていたのか。医師個人が受領ということで、この医師の通帳に直接振り込まれていたのかとかそういう実態。またはこうなると副業ということになるのですけれども、そのとき任命権者の許可、当時の町長とかはこのことを許可していたのか、分かっていたのか。そういうところが不明なのですけれども、分かっている範囲で確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） アイヌ民族文化財団というご質問でした。アイヌ民族文化財団につきましては、資料1に記載しているとおり、令和3年2月にウポポイとの契約を締結して、法人契約でございます。年間の契約金額、こちらについてはアイヌ民族文化財団で月額8万8,000円が医業収益に入っております。こちらの金額が年間12か月で105万6,000円になってございます。アイヌ民族文化財団の8万8,000円の12か月分、年間105万6,000円分の中から当時令和3年2月から令和4年8月まで、これは法人で医業収益として受けて、病院会計から時間外手当として医師に月8万円を支払っていたということでございます。その以前ですけれども、アイヌ民族文化財団ウポポイは産業医、嘱託医も含めて対応はなかったということございまして、報酬また病院に入っている医業収益はなかったという状況でございます。

寿幸園につきましては、先ほど貳又議員のご質問で申し上げた40万円。これは医師個人に6,640万円をお支払いしておりました。その後、令和3年1月から法人契約に切り替えたということ



でございます。その後、令和3年4月から月額10万円になり、金額も変わったということでございます。先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、医師個人にお支払いしていた寿幸園の金額につきましては6,640万円ということでございます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 整理すると、先ほどのアイヌ民族文化財団でございますが、こちらについては病院と法人との契約でございますので、収益は医業収益で入っております、こちらについては105万円ということで病院事務長がお話をしました。

誤った形で手当として払われていたものが19か月分ございまして、月額8万8,000円のうち医師に8万円払っていた総額が152万円というのが1つでございます。

それともう一つが寿幸園の部分でございますけれども、こちらについては先ほど言ったとおりでございまして、全体で個人に入っている平成19年3月から令和2年12月までの部分について、こちらについては月額40万円の166月分ということで、総額6,640万円となっております。それと個人に入っていたお金、個人契約の部分については、直接医師個人の口座に振り込まれているということで、内容的には最初にご説明した資料の契約内容のところにそれぞれ医師個人が受領と書いてあるところは個人の口座に直接払われるという契約のもとに個人に支払われているという状況でございまして、産業医、アイヌ民族文化財団については病院会計で受領しているということで病院収益になっている状況です。民間法人については医師個人が受領ということで、こちらも医師個人に入っているという中身になってございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。寿幸園の部分なのですが、個人契約をしているということは、町立病院の医師も地方公務員の立場なので、そのときに、こういう個人契約ということは、地方公務員法第38条に規定されている任命権者の許可というものが必要なのですけれども、いわゆるそのときの町長などが許可をしていたのかということが問題になるのではないのでしょうか。その契約書がどのようになっているのかなどを私どもに提示することはできますか。平成19年といったら町が一番大変なときです。そのときにこのような公務員のアルバイトということで、このような金額をいただいているということが常識として外れているのではないかと。そういう認識を私は受けるのですが、このようなことをずっと公にしていかなかった、表沙汰になってこなかったということも問題ですし、新しい町立病院ができるという中で、このようなことをまたうやむやにしていくなれば、町民の信頼を勝ち得ることができないのではないのでしょうか。その答弁がうやむやにされているように感じるので、的確にお答えください。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

---

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 大変申し訳ございません。まず長谷川議員のご質問にありました地方公務員法第38号に規定する営利企業の従事ということで、こちらにつきましては私の手元に平成19年当時の資料がございます。それによりますと、この営利企業には社会福祉法人、特にこの指定管理者だった寿幸園については該当にはならないということでございます。また、法的に白老町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条第3項におきまして、この任命権者が規定する業務に当たるかということで、こちらの見解といたしましてもこの寿幸園の業務につきましては、当時、毎週1回程度実施される施設内における診察、指導、相談等に関わる診療行為に要する時間及び夜間及び休日等における主治医としての医療、診療行為に要する時間ということで、これは任命権者の定める要件に合致するというので、職務専念義務は免除ということでございます。

なお、この当時の資料の提供につきましては可能と捉えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） もう一つ、町営で寿幸園を運営していたときの嘱託医の派遣契約の金額が幾らだったのかということもお聞きしているのですが、その答弁をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 失礼いたしました。寿幸園が当時、病院の裏にございました。そのときに当院の医師が派遣で行ってございます。当時の委託料に関して確認はできていないのですが、当時、医師に特殊勤務手当の支給はあったということで押さえております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 分かりました。寿幸園は営利企業に当たらないから、そちらに出向いても公務員法の違反にはならないということは理解いたしました。しかし、しっかり就業規則を明確にする必要があると思いますけれども、現状の就業規則に合わせてこの寿幸園の件、産業医の契約、民間法人の契約について反していないのか、そこはいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 当時の寿幸園につきましては、先ほどお話ししたとおり営利企業の従事とはならないと押さえております。

また、そのほかの勤務につきましても、当然医師ですから外来診療や病棟の回診等の業務も通常の病院の診療業務はある中で、こういった産業医、また施設の派遣、また嘱託医に従事しているということでございます。当然ながら町職員でございます。また病院の職員としても、就業規則の範囲では抵触しないということで、勤務の編成はしているという現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。去年の12月に会計年度任用職員の質問をいたしました。3月に大塩町長になってからきちんとしたものを出すように言いました。私は今回の資料は資料ではないと思います。話になりません。何をやっているのかということです。事前にきちんとやっているのです。今の長谷川議員の質問も、寿幸園と契約を結ぶ。これは指定管理者

です。その前の資料が出せなければ、どうしてこれが40万円になったかということが分かるのでしょうか。その前は10万円のときはなかったのでしょうか。10万円から町立病院と寿幸園の契約で40万円になって、それを引き継いでいるのでしょうか。引き継いでいないのなら引き継いでいないで、はっきりしてください。初めから契約を結んでいないのですか。寿幸園と町です。10万円だったものが40万円になって、それが寿幸園に引き継がれているのではないのですか。なぜそこで上がったのかということを含めて調べましたか。今問題になっているのはそういうことです。分かりますか。そういうことが解明されなければ、改善は何もしていないと同じです。給料も全てそうです。このような資料は誰が見ても言い訳をしているだけです。何が解明ですか。そうだとしたら資料をきちんと出してください。今答弁をするなら、してもいいです。町立寿幸園ができたときにまちの施設として診療の部屋をつくっています。そのときに10万円で契約をしています。その契約書はどうしたのでしょうか。どうして40万円になったのでしょうか。指定管理者になる少し前です。あれだけ言ったのに、そういうものが全部自主浄化作用で出ないから私は怒っているのです。町立病院と寿幸園が医師個人、それをまた今度は病院と寿幸園が病院にお金が振り込まれる。そのなぜそうなったのかということをもっと明確にきちんと行ってください。なぜ10万円になったのでしょうか。40万円から10万円になったのです。寿幸園に、リハビリテーションに払った金額は6,640万円です。本当にこれは払っていいのでしょうか。産業医だとかこういう場合、国税法上どうなのでしょう。きちんと会計士なり弁護士に見解を聞いていますか。今のは囑託ですけど、国税法では産業医の場合は医療法人がその勤務医を産業医として派遣した対価として受領する委託料は医療法人のその他の医業収益になるものであり課税の対象になるとなっています。国税庁です。そういうことを調べていますか。私がこの間言ったのは、そういうことをきちんと全部明らかにしてくださいということです。3回しか質問できませんから、今の一覧を全部言っていきます。産業医の報酬はどういう会計処理をしていますか。預かり金処理ですか。どういう処理をして時間外で出したのですか。囑託の報酬も令和3年からどういう病院の収入になっていますか。会計上の収入・支出の中身です。医師が受け取ったものは町が受け取るべきものです。なぜなら町の職員ですから。だとしたら個人にいくような経過が必ずどこかにはあるはずなのです。ですから私はその前の町立寿幸園と町立病院の契約をきちんと示してくださいと言っているのです。そうでなければ10万円が40万円になって、40万円がまた10万円になった。なぜそのようなことをする必要あるのでしょうか。まだたくさんあるのですが、そういうことをきちんとしないといけないのです。弁護士に相談しているのであれば、佐々木弁護士事務所の弁護士の見解は、これは病院会計ではなくて医師個人に入れてもいいと言ったのですか。そういうことを聞いているのでしょうか。聞いているのであればそういうことをきちんと答えてください。私が言っている解明というのは、この後の会計年度任用職員も同じですが、誰がどうなっているのか分からないのです。この書類は何なのでしょう。これで解明ですか。年間所得が一番高い人は幾らなのでしょう。そういうことを解明というのは。この資料は単なる言い訳です。きちんと答弁するのであればまだまだたくさんあります。産業医と囑託医のトータルで医師にどれだけの金額が渡っていますか。

長谷川議員が先ほど言いました。一番苦しいときに医師やこの役場に勤めている会計年度任用職員に上積みしたお金を払っているのです。一体何だと思っているのでしょうか。私はその行為だけでもおかしいと思います。法律的に本当に問題ないのであればきちんと行ってください。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご指摘を受けたことにつきましては、まずはしっかりと受け止めたいと思います。ただ言い訳ということで上塗りをするようになりますけれども、いずれにしろ12月から3月を含めて、再三ご指摘されている部分についてあやふやな部分は確かにあるので、町としては課題をしっかりと解決しなければならない。そういうことで、再三私たちが調べることができる範囲の中で調べながら、弁護士事務所に相談をしながら今日の資料をつくり出してきたわけでございます。まだまだご指摘されたように不十分な部分というのはたくさんあるということは、最初に申し上げたようにしっかりと受け止めたいと思っています。法律事務所の見解も何度も聞きながら、その再三のやり取りの中で、今日出されたような個人所得契約は、労働の対価としてはあり得ることだという見解も一定限もらっております。ただ大淵議員から出された町立寿幸園になるときに、指定管理になるその前後の関わり、そこにおける報酬の金額の在り方、そういったところが、言われたことに対する調査をしっかりとしなければならぬということとは事実だと判断しました。それから国税法につきましては、正直なところあまりしっかりと捉えておりませんでした。弁護士事務所の中だけの話のところを主に捉えていたことがあるので。ただ国税法の解釈の仕方としましては、ご指摘のあったようなところがあるということだけは昨日の段階になって分かったところでございます。ですから、ご指摘されたように再度しっかりと資料をさらに精査を図りながら、また議会にご提供しながら、議論をさせてほしいと思いますので、今日のところはまずこの部分については議員の皆様方からまだご質問等もあるところをしっかりと受け止めて、次に機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、そういうことでお願いできますか。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） それで私は構いません。ただ見解もきちんと出すものは出すということなのです。今のままでやっていると、本当に嘱託医報酬や産業医報酬というのは、国政法上からいっても、分かりませんが不正受給となって刑事罰の対象になるところまでいくと思います。そういうことがあるから、専門家や会計士や弁護士や国税庁からきちんと聞いた上で、それで解明しないとどうやって解明するのですか。これが基本です。そのところできていないと思うのです。今の見解でいいです。これ以上言っても答弁は返ってこないで仕方ないです。ただ町立寿幸園と町立病院のときの当初の契約。私の記憶では10万円だと思っております。それから40万円にどうしてなって、それからどうして指定管理になったのか。町立寿幸園のとき、医師個人に入っていたのかどうか。なぜ指定管理になったときに個人の医師の収入になっているのか。そこをきちんとしなければならぬのです。先ほど言った預り金のこともそうです。病院の収入になっている。どこの収入にどのように入っているのか決算書を見ても分からないのです。そういうやり方で出すから。その40万円というのは先ほど病院事務長の

答弁だと、病院の個人の医師の口座に全て入っているという答弁だったのですけれども、それは間違いはないのか。今までの産業医の報酬を含めて、嘱託医も産業医も。そういうことをしていけないと、新しい病院を建てる意味がないです。このことは病院の運動が起こって5,000人の署名が集まって、新しい公立病院ができる。私はそのとき評価しました。しかし、こういう状況があつた署名運動が起こっているときに実際に行われているのです。この後の会計年度任用職員の給料も自治体の病院です。虐待も根っこはみんな同じです。そういう認識の上から解明するのは、これは解明など何もされていません。そういう気持ちで本気にやるのであれば、それはそれで次まで分かりましたとしますが、そこは全部出してください。次のときにまた指摘されるようなことはやめてください。それはきちんとしてください。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 1つだけここで話ししておきたいと思うのですけれども、大淵議員がおっしゃったように私たちも新病院の改築に当たって、今の病院の中の様々なことに関して、町民の皆様方を含めてお話をいただいている負の部分は、何としても払拭を図りながら新しい病院にいきたい。そういう思いの中で、確かにご指摘を受けた部分は12月、3月でありました。そのこともあるけれども、私たち自身も新しい病院は本当に新しいスタートをしなければならぬという思いで、今この問題も含めて取り組んでいるところでございます。ですから今日出された資料が資料でないということは重く受け止めながら、今後においてしっかりと出すものは全て出ささいということですから、決して私たちをも今も隠しているわけではないのですけれども、私たちがこれまで関係機関も含めて相談を申し上げ、そこから得られた回答を基にしながら出された資料となっております。不十分さは認めながらも、今後においてご指摘のあったように、しっかりとしたものを出したいと考えます。特に何度も言われている町立寿幸園の10万円から40万円、また10万円という流れも含めてです。ただ指定管理が終わって10万円に戻したことについては、単なる金額の戻しということではなくて、内容的な嘱託として行っている医師の業務内容と関わりについて、個人契約であるべきものではなくて法人と病院との関わりの中で整理していかなければならないということも含めて、10万円という金額が週の時間数から見て妥当だということで天寿会にも申し入れをしながら判断をして、10万円にしたという経緯もあります。そのことも含めて、十分にご理解をいただけるような資料整理もしていきたいと思っておりますので、今日のところは様々なご意見、ご質問を含めてあろうと思っておりますけれども、さらに精査を図りながら資料提示をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） もっともだと思います。大塩町長は前回から全員協議会に出て、真摯に耳を傾けていることに対しては議会としても活発な議論をしなければいけないし、今同僚議員も話したように、早急に解決しないと大塩町長に責任転嫁というか、引き継がれてしまうのです。やはり、きれいにして新しい病院も新しい町長と再生をするという意識のもとでいけば、全てをさらけ出して。私も資料を見たときにその場を繕うことをしているような資料にしか見えなかったのです。同僚議員があえて突っ込みましたが、私はそのとおりだと思います。やは

り解明しなければいけないのです。

たくさんあるのですが、何点かだけ確認するのですけれども、同僚議員も話しましたけれども、協定書に基づき法人と医師個人が契約締結しているとしていますけれども、基本契約をしているのに関わらず、聞くところによると二重契約しているのです。こういうことがあり得るのかということです。この医師の選定については基本協定書に基づいて通知されているのです。そういうことでいけば、なぜまた個人が医師として口座を開かなければならないか。これもきちんと解明してください。

それと、先ほど同僚議員からもありましたけれども、今日の資料では医業収益にしないと、収益にならないと言っているのです。これは国税庁が産業医も嘱託医も同じ見解なのです。産業医も嘱託医も派遣した対価として受領する委託料は医療法人でいけば、町立病院のその他の収入になるのです。産業医もそうです。それをきちんと明確にしなければ話は進みません。なぜ平成19年から受けたものが医業収益に入っていなかったのか。6,640万円です。

それと、先ほどアイヌ民族文化財団は言っていますけれども、民間法人は言っていないが、民間法人の報酬も平成22年から今まで幾らあるのでしょうか。800万円ぐらいいっていると思います。これも明確にしてください。アイヌ民族文化財団のものは近年なのではっきりしているから自信を持って言うけれども、その前は全然話していないのです。医師に幾ら入っていますか。こういう問題が出てくるのです。ですから結果的に言うと、医業収益に該当しないという認識は誤っています。はっきり言います。これは先ほど同僚議員も言いましたけれども、自分たちの解釈ではなくて専門家に聞いて。はっきりしているのですから。国税庁がホームページに出しているのです。ほかの産業医の部分も嘱託医の部分も出しているのです。それくらいを調べるのは職員の仕事です。

もう一つ同じことを言います。言い方が違うかどうか分かりませんが、町側が主張する医師個人の報酬だとすれば、地方公務員である町立病院の医師が副業を行ったとなるのです。先ほど法の解釈ではよいと言いました。あれは少しおかしいと思います。地方公務員法の第13条に規定される任命権者の許可を受ける必要があるのです。平成19年に許可を受けていますか、出していますか、文書がありますか。そういうことを根っこにして地方公務員の云々のきちんと解釈しないと。病院事務長。みんな後々ちぐはぐになってきます。議員はみんな勉強をしています。その場当たりの答弁はだめですから。副町長が言ったように、持ち帰ってきちんと精査しなければいけません。仮に許可を受けて行ったとしても、公務員が副業や兼業により得る報酬は社会通念上許される報酬でなければなりません。月40万円、年間480万円です。それが6,640万円です。果たして月額40万円の報酬を町が設置した特別養護老人ホームから町職員である医師が受けることが社会通念上許されますか。寿幸園の国の補助金は町の税金にいつているのです。片や病院の公務員です。町の職員です。同じ税金が行っているのです。その税金が6,640万円。当時の医師にして町長をはじめ、病院長をはじめ、病院の職員が個人の収入でいいと契約しているのですから医業収益に入りませんとはどういうことでしょうか。そういうことを責めているのではなくて、そういう議論が副町長をはじめ、職員でこの資料を出すときに議

論されたのでしょうか。それは責務なのではないですか。

まだあります。それ以上言っても大変だと思います。私が言った3点だけでも大きいのです。別の機会をつくるのであれば、委員から意見を聞く機会をつくるのであれば。質問は3回しかできませんから。いちいち言うのも変だと思うので、1つ、2つ挙げてもらえばいいのです。それについていかがですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 前田議員から何点かお話をいただきました。当時の契約が二重契約ではないのかということ、また先ほどの産業医と嘱託医、こちらは国税庁から産業医の報酬の扱い、大淵委員からもありましたけれども、医療法人がその勤務医を産業医として派遣した対価として受領する委託料は医業収入とするという部分については、所得税法上、消費税法上ということで私も確認をしております。ただ今回の整理の仕方が、嘱託医は嘱託医の契約、また産業医は産業医の契約だけということで、それぞれの我々の見解というかそのような話をさせていただいたのですけれども、その明確化というか、先ほどの所得税法、また消費税法との関連性、この辺りも調べきれていないというのが正直なところでございます。この部分についてもしっかりと確認をして、説明をできるようにしていきたいと思っております。

また、先ほど民間法人の報酬の関係もございました。民間法人につきましては平成22年5月からということ、今年の4月までというかなり長い月数になります。月5万円の定額で計算しますと、148月の740万円ぐらいということで、金額としても大きくなってございます。先ほど社会通念上の40万円という当初の根拠も調べきれていないところが正直でございます。本当にこの旧町立寿幸園から40万円に上がったのか。それが最終的に医師に6,000万円以上渡っていたということも含めて、しっかり管理していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 産業医、嘱託医の報酬は町に入っていないのです。これは個人の収入になっています。当然、返還や賠償責任が出てくると思うのです。そういう部分についても十分に精査する必要があると思っております。最終的には当時の院長や町長までいくのかどうか。大きな問題です。それ以上の専門的な法律用語は使いませんが、先ほど同僚議員が言ったような部分に発展するかも分からない。法律がありますが言いません。けれども本当に真剣にやらなければだめだと思います。これは今日言ってもだめだと思いますが、1つ提案するのですけれども、大塩町長になって、全ての問題を調査し原因を解明し改めるという姿勢をはっきりされました。私や同僚議員に言いました。今回、全員協議会において資料の不十分さというのは別として、説明があったこと、議論されたことから一歩前進したと思っておりますけれども、今日の説明内容は不十分で原因の解明や取組には全く至っていません。虐待、不正経理、法令、条例等の準用に関わる拡大解釈、間違った準用、この問題について当事者による内部調査をもとに作成された資料が議会に提出されているのも問題なのです。これまでの責任の所在や理事者、職員の処分など何もされていませんから。事案の根深さから弁護士など第三者機関を入れて本格的に調査を行い、全容を解明することが最も重要だと思います。このままでは今日の説明をよし

とはならないし、逆に大いに議論しないと崩しになり既成事実化されるおそれがあるので。それを一番おそれています。大塩町長も1年間、法制の関係で勉強しています。今日の資料を読んで、町長がどこまで入っているのか分かりませんが、1つの案として第三者委員会を仮につくる。自分たちができなければそれぐらいの気持ちを持って、早急にこれらの問題を解決しなければ、新病院にそのまま引き継がれて、不安と不満が町民に広がると思います。ですから早急に解決しなければいけないと思います。決意というかきちんと言って、次回までにきちんとしたものを自分たちでやるか、第三者を入れてきちんとした資料をつくるか、そういうことが必要ではないですか。ここで言っても堂々巡りでしか終わりません。質問もたくさん持ってきたのですが、次回もあるようなのでここでやめておきます。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） この問題につきましては、私は3月の全員協議会の中で、きちんとうみを出しますというお話をさせていただきました。きちんと説明するというお約束もさせていただきました。ただ今日のこの議論の中で、各議員から資料がきちんとしていない、きちんとしていないというご意見を頂戴いたしました。ご意見を踏まえた中でもう1回、我々として町内部として今日のご意見も踏まえながら精度を高めてきちんとして説明をさせていただきたいと思います。ただ1つ、冒頭に私がお話したように、各議員の皆さんからもご指摘があったように、この問題を解決しなければ本当に町民の皆さんに信頼される新しい病院づくりのスタートは切れないと思っていますので、改めて私も反省をした中できちんとして説明をする。それから前田議員からのご意見も含めて、内部でどのような形で説明できるかをきちんとして整理した中で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 13番、氏家です。この案件に関してはまだまだ奥の深い話だと聞いておりますし、私もそう理解しております。その中で、副町長は新病院建設に当たっての物価高騰対策で金額の調整に入っています。この案件がある程度落ち着いたら、くいの発注なども始まります。

議長、このような中で新病院建設が進められてよろしいものかどうか。それを私は心配しているのです。新しい病院、箱物ができても、この問題が解決しないうちはスタッフの確保は難しいと思います。そのためにどうしたらいいでしょう。議会としては特別委員会か何かをつくって、この案件がここまで出た以上はしっかりと議論した上で、例えば今の発注先に違約金を払ってでもいいから一度止めるということは、私の勝手な話でしょうか。これは町民にとって将来的に大きな負担になる話ではないかと思うので、今言っておきます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 今の氏家議員の発言はとても大切だと思います。ある意味、ここできちんとしてできなければ、新しい病院に本当に魂が入るのか。はっきり言えば私は疑問です。それは単に資料が不十分だとかそういうことではなくて、これでは説明にならないのです。新しい病院をつくれないと私は思います。それぐらい深刻な中身だと私は思うのです。ですから当然、



専門家、第三者委員会をつくるか専門家を入れるか分かりませんが、そういうことを含め、それから議会も特別委員会と同時に100条調査委員会なら100条調査委員会で調査権を持ってきちんと調査するというぐらいしないと、町民の信頼を勝ち取れないのです。今まで何十年もたまっている町民の不信感は極限までいっています。氏家議員が言ったことをどのように判断していいか、私は分かりません。彼は勇気を持って言いましたが、どれが正しいかということは私も判断できませんが、そこは本当に考える必要があるのではないかと思います。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 13番、氏家です。多分今日はこの資料では進まないということを前提に話しています。多分これから今日議論された部分に必要な資料というのは、今後また用意されて、改めて議論する場をつくっていただけるのだと思っています。ただ私が考えるに、この会計年度任用職員、新たな病院づくりの中ではきちんとした定数管理、定数管理はよく議会でも議論されるのですけれども、病院経営にきちんと必要な人数を入れるということが新しい病院に対してのしっかりとしたスタンスだったのですけれども、だから言うのです。このままいっても、例えば前々院長、それから前々事務長、そういった方の話もきちんと聞かないと分からない問題になっています。くいの発注をしてしまいました、何をしてしまいました、もう後戻りできないのですということになる前に、きちんと議会の中で議論をして、行政にきちんとと言えるそのタイミングを図るべきではないのかと思うものだから言わせてもらうのです。

最初からこの病院建設に関しては、議会もきちんとした覚悟が必要ですよと言っているつもりですし、行政もそのつもりで今まで進めてきたと思います。大塩町長にしても立地適正化計画の中で、新しい病院に向かって、建設に向かって今まで努力してきたことは私も認めます。でもここまでいろいろなことが噴出してしまった以上、これからの町民を守っていくという安全、安心な医療体制に対して、病院の運営に対しても、これだけ疑問視されている中で新しい病院建設というのは、ここはもう一度しっかり白紙に戻して考えてみてはどうかと思ったことから言わせていただいたのですけれども、これが正しいのかは分かりません。ですから議長にも聞いていただきたかったのです。

○議長（松田謙吾君） 私もずっと話を聞いていて、落としどころというか、この問題は6,640万円です。大きな金額です。このお金は誰かの手に渡っているのです。まちの手には渡っていないのです。まちの手には渡っていないものですから、まちは言いづらくて分かっているとも言えないのです。

あとは責任問題なのです。議会では責任問題しか話すことができないのです。この金が法律上きちんとやるのであれば、町に戻さなければならないお金なのです。そのところはおそらく行政側は分かっていると思います。大塩町長は今なったばかりですから、分かっているけれども、ただ言えないだけなのかと私は先ほどから思っているのですけれども。

議会として意見はたくさん出ました。これは大きな問題ですから。大淵議員も監査委員をしていたので前から分かっていたのだと思います。分かっていると言わないでいるだけだと思います。これは大きな問題で、この問題は6,640万円が誰の手に入っているのか分かっているのだけ

ども、取り戻すのか、そのままにするのか、誰が責任を取るのかというこのところだと思うのです。行政側は分かっていると言いつらいし、どうしたらいいものでしょうか。特別委員会をつくるという意見も出ましたけれども、今日、結論を出すわけにはいかないと思うのです。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今日の案件から病院建設の在り方までお話が出てきました。そういう流れだということは、私も十分、問題だということは分かります。ただこれまで町立病院を改築すると決めて、そして様々な関わりを含めて今日まで、今日も正直なところこれから価格交渉をするのです。そこまで来ているのです。本当に魂を入れて新しい病院にしなければなりません。そこは、私もこの立場でずっと関わってきた1人として重々責任を感じています。同じくこの改築に向けて職員が関わってきているのです。今ここで本当に止めろということになることの重みは十分分かりますが、本当にそれだけで結論を出してほしくないと思います。

しっかりと今日、ご意見を賜りながら、そこに向けて本当の意味での説明というものがどうあらねばならないかは、私自身、気持ちをまたひとつ入れ替えて対応してまいりたいと本当に思います。ですから議会の皆様方には、病院の改築を止めるというご判断だけはやめてほしいと思っています。町長含めて私も、新しい病院にどれだけのものを込めることができるか分かりませんが、この問題について説明をしていきたいと思っていますので、何とかこの改築に関わってきた職員の思いも酌んでやってほしいと思います。どうぞお願いします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 2時27分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩中に正副議長で協議し、会計年度任用職員の給料についての質疑までできておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、町側の今後の調査を徹底していただき、次回の会議にしたいと思いますがご異議ありませんか。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 今日、2件の案件についての全員協議会です。嘱託医と産業医の関係は分かりました。分かりましたというのは、各議員から質問が出て、それを踏まえてまた資料を提示するという話です。それと同じように会計年度任用職員の給料についてもいろいろ指摘事項がありますので、やはりそれをお伝えした上でまた資料を提供していただけたらいいと思います。

○議長（松田謙吾君） そうするつもりです。今日のところは進めず、次回に継続することとします。

○3番（貳又聖規君） 分かりました。

○議長（松田謙吾君） ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） これをもって町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料についての協議を終了いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

（午後 2時29分）